

事業者対策の検討

対象	事業所			建築物			自動車	
	事業活動	家電販売	自動車販売	省エネ構造	屋上緑化	自然エネルギー	低公害車	エコドライブ
条例での規定項目(案)	計画作成・公表	情報提供・説明 マイスター配置	情報提供・説明 マイスター配置	計画作成・公表	屋上緑化推進	自然エネルギー利用	計画作成・公表 一定台数導入	エコドライブ推進員 配置 講習会受講
規模要件								
省エネ法 [改正]	[義務化] ・第一種 3000kl/年以上 ・第二種 1500kl/年以上 (燃料・電気合算) ・対象工場拡大 1万→1万3千 ・カバー率 7割→8割 ・運輸・荷主を追加	[努力義務] ・家電小売事業者 ・エネルギー供給事業者(電気、ガス)	—	[義務化] ・延床面積 2000㎡以上 ・住宅・増築を追加	—	—	—	[義務化] ・道路交通法 安全運転管理者 の選定 講習会の受講 自動車使用者 5台以上(20台)
京都市	[検討中]	[検討中]	—	[検討中]	—	—	—	—
東京都	[義務化] ・燃料 1500kl/年以上 ・電気 600kW時/年以上 (旧第二種と同じ) ・対象事業所 1200	[義務化] ・対象機器(エアコン、冷蔵庫、テレビ)を5台以上陳列販売	[義務化] ・新車販売事業者	[義務化] ・延床面積 10000㎡以上	[義務化] ・敷地面積 1000㎡以上 (公共250㎡以上) ・敷地と屋上面積の それぞれ20%以上	—	[義務化] (計画作成) ・自動車保有台数 30台以上 (一定台数導入) ・自動車保有台数 200台以上 (導入率5%)	—
兵庫県	[義務化] ・燃料 1500kl/年以上 ・電気 600kW時/年以上 (旧第二種と同じ)	—	—	—	[義務化] ・建築面積 1000㎡以上 ・屋上面積の20%以上 ・太陽電池の面積の50%を緑地面積 として算入	—	—	—
大阪府 検討中	[義務化] ・燃料・電気合算 1500kl/年以上 (新第二種と同じ)	—	—	[義務化] ・延床面積 2000~5000㎡ 超を想定	[義務化] ・敷地面積 1000㎡以上 ・敷地面積の 3~5%を想定	—	—	—